既存高齢者施設等の防犯対策強化事業の取扱いについて

１．協議の対象事業及び対象経費について

　　（１）既存高齢者施設等の防犯対策を目的とした施設等の整備事業であること。

（２）以下を施設等に整備するものを対象事業とする。

①フェンス（境界を作り、人が容易に敷地内や建物に接近することを防ぐ効果があるもの。（例：道路と敷地の境界性を明確にし、門扉等を設置する・敷地や建物への出入口を限定する。））

②110番直結非常通報装置

③カメラ付きインターホン

④防犯カメラ

⑤人感センサー（人の出入りを感知するセンサー付ライト・人の出入りを感知し、ベルで音を鳴らすもの等。）

⑥その他、これらと同様の防犯効果が見込まれるもの

（３）協議額一件につき総事業費の下限は30万円以上とする。

２．補助基準について

　　上記１に定める事業のうち、次のすべてを満たすものを対象とする。

（１）対象施設の目的以外の用途に使用するためのものではないこと。

　　（２）本交付金の他の事業による助成対象となる事業でないこと。

３．申請について

　　本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することがで

きるものとする。

４．複合型施設における申請方法について

　　本事業は事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の

補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象事業所

ごとに対象経費の実支出額を求めること。

　なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、

複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの事業所等の専有面積で

按分することにより、事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。

　また、共有部分の取扱いについては、「（別紙２）スプリンクラー設備等の整備に

係る補助対象面積の確認作業について」の取扱いに準ずること。

５．提出が必要な添付資料について

　　下記の書類を添付すること。

1. 平面図、位置図、写真等（現況及び設置箇所が分かるもの）
2. 見積書

６．既存高齢者施設等の防犯対策強化事業協議用シートの記載要領について

　　①　「施設の種類」欄には、協議にかける事業所等をドロップダウンリストより選択すること。なお、ドロップダウンリストにない事業所等についても、「宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設」については、協議の対象となり得る場合があるので、その場合は「施設の種類」欄に直接入力すること。

　　②　「施設における職員用の防犯マニュアルの有無」欄には、当該施設に防犯マニュアルが備わっている場合は「有」を、備わっていないが今後作成予定の場合は「作成予定」を、備わっておらず今後作成する予定もない場合は「無」をドロップダウンリストより選択すること。

　　③　「施設における防犯訓練の実施の有無」欄には、当該施設において防犯訓練を定期的に実施している場合は（または平成28年度以降実施予定の場合は）「有」を、防犯訓練を定期的に実施していない場合は（または今後の実施を予定していない場合は）「無」をドロップダウンリストより選択すること。

また、「無」の場合は「施設における防犯訓練の実施の時期（予定）」欄と「防犯訓練を行う頻度（予定）」欄は空欄とすること。

　　④　「施設における防犯訓練の実施の時期（予定）」欄には、当該施設において防犯訓練を既に定期的に実施中である場合は「定期的に実施中」を、今年度これから定期的に実施予定である場合は「平成28年度から定期的に実施予定」を、来年度以降に定期的に実施予定である場合は「平成29年度以降定期的に実施予定」をドロップダウンリストより選択すること。

　　⑤　「防犯訓練を行う頻度（予定）」欄にはドロップダウンリストより最も近いものを選択すること。

　　⑥　「所内体制と職員の共通理解」欄には、平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」における別添「社会福祉施設等における点検項目」（以下、「点検項目」という。）における「１　日常の対応」の「（１）所内体制と職員の共通理解」の各項目に基づき、点検を行った場合は「実施」をドロップダウンリストより選択すること。

　　⑦　「不審者情報に係る地域や関係機関等との連携」欄には、「点検項目」における「１　日常の対応」の「（２）不審者情報に係る地域や関係機関等との連携」の各項目に基づき、点検を行った場合は「実施」をドロップダウンリストより選択すること。

⑧　「地域との共同による防犯意識の醸成」欄には、「点検項目」における「１　日常の対応」の「（４）地域との共同による防犯意識の醸成」の各項目に基づき、点検を行った場合は「実施」をドロップダウンリストより選択すること。

⑨　「施設開放又は施設外活動における安全確保等」欄には、「点検項目」における「１　日常の対応」の「（６）施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保」の各項目に基づき、点検を行った場合は「実施」をドロップダウンリストより選択すること。

⑩　「不審者情報がある場合の連絡体制等」欄には、「点検項目」における「２　不審者情報を得た場合その他緊急時の対応」の「（１）不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制」の各項目に基づき、点検を行った場合は「実施」をドロップダウンリストより選択すること。

⑪　「不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制等」欄には、「点検項目」における「２　不審者情報を得た場合その他緊急時の対応」の「（２）不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等」の各項目に基づき、点検を行った場合は「実施」をドロップダウンリストより選択すること。

　　⑫　「宿泊を伴うデイサービスセンターにおける平成27年利用人数実績（年間）※２」欄及び「宿泊を伴うデイサービスセンターにおける平成28年利用人数実績（月平均）※３」欄については、「施設の種類」欄に「宿泊を伴うデイサービスセンター」を選択した場合のみ、同シートの＜記載要領＞を参考に入力すること。

　　⑬　「対象経費の実支出額（千円）」欄には、今回の協議における補助対象に係るそれぞれの対象経費の実支出額を入力すること。